

令和5年12月4日 第9回審議会

用語解説（審議会の意見を反映した修正案）

土地利用計画

○【低・未利用地】

居住の用、事業の用その他の用途に利用されておらず、またはその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途もしくはこれに類する用途に利用されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っている土地や当該低未利用土地の上に存する権利。

都市計画区域内にある低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利について、一定の要件を満たす譲渡をした場合に、所得税及び個人住民税の特例措置がある。

○【グリーンインフラ】

自然環境が有する多様な機能を活用した社会資本整備や土地利用の考え方や手法のこと。生物多様性の保全や良好な景観形成、気温上昇の抑制、防災・減災などへの効果が期待される。

○【立地適正化計画】

持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する計画。持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能を誘導する。

○【地域未来投資促進法】

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促

進することを目的とする法律。

○【農村地域産業導入促進法（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）】

農村地域への産業の導入や、農業従事者の導入産業への就業、農業構造の改善を促進することにより、農業と導入産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図ることを目的とする法律。

○【オープンスペース】

都市において建造物の建っていない場所。空き地。

○【農業振興地域整備計画】

都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、おおむね10年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもの。

○【立地適正化計画居住誘導区域】

都市再生を図るため、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域。人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目的とする。